船舶事故等調査報告書（軽微）

１	船舶事故	計　18 件
２	船舶インシデント	計　11 件
	合　　計	29 件

平成２４年１２月２１日

JTSB 運輸安全委員会
Japan Transport Safety Board

船舶事故等調査報告書（軽微）一覧

（函館事務所）

1　漁船第二十八幸福丸運航不能（絡索）

2　漁船第七十八住吉丸運航不能（絡索）

（仙台事務所）

3　貨物船第七大伸丸衝突（岸壁）

（横浜事務所）

4　貨物船さんしゅう丸押船兼引船第七あや丸台船第二菱和衝突

5　漁船第十一大師丸漁船第八大師丸衝突

6　遊漁船第一大城丸運航不能（機関損傷）

7　漁船八号三代丸運航不能（絡網）

8　漁船神徳丸運航不能（舵故障）

9　引船太成丸浚渫船第三隆盛丸ヨット初雁衝突

（神戸事務所）

10　貨物船第三和晃丸漁船第二海生丸漁船第三海生丸衝突（漁具）

11　ケミカルタンカー伸和丸運航不能（機関損傷）

12　ヨットＰＲＥＳＥＮＴ　ＦＲＯＭ　ＨＯＲＳＥ　Ⅲのり養殖施設損傷

13　プレジャーボートスーパー　ホーク乗揚

14　車両運搬船第六いえしま監視取締艇すこおぴお衝突

（広島事務所）

15　貨物船宝吉丸衝突（岸壁）

16　貨物船氏神丸乗揚

17　作業船第二やまこう丸浚渫船第十二やまこう号漁船第２海栄丸衝突（錨索）

（門司事務所）

18　漁船事平丸運航不能（機関損傷）

19　水上オートバイマリンセーバー運航不能（機関損傷）

20　護衛艦ひゅうが引船碧鳳丸衝突

21　漁船第八いけす丸乗揚

（長崎事務所）

22　貨物船第三和晃丸乗揚

23　貨物船第十八幸盛丸乗揚

24　モーターボートいそかぜ運航不能（燃料不足）

（那覇事務所）

25　旅客フェリーフェリーいへや運航阻害

26　旅客フェリーフェリーきかい運航阻害

27　ヨット弥勒Ⅱ乗揚

28　油タンカーZALIV AMERIKA 漁船天照衝突

29　プレジャーモーターボートＫＡＩ転覆

※下線付き番号はインシデント

船舶事故等調査報告書

平成２４年１１月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１２門第７１号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成２４年２月１１日　０３時３０分ごろ
発生場所	宮崎県延岡市島浦島南方沖 延岡市所在の島野浦島灯台から真方位１８０°１６.０海里付近 （概位　北緯３２°２４.０′　東経１３１°４９.３′）
事故等調査の経過	平成２４年５月９日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 漁船　事平（ことひら）丸、１９トン ＭＺ２－１０３１０（漁船登録番号）、有限会社事平丸
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	主機全シリンダのピストン及び２番シリンダのシリンダライナに焼損
事故等の経過	本船は、船長ほか１１人が乗り組み、島浦島南方沖において、主機付逆転減速機を中立とし、主機動力取出軸駆動の油圧ポンプを運転して網揚げの準備中、平成２４年２月１１日０３時３０分ごろ主機が停止した。 船長は、主機の始動を試みたが始動できず、また、主機から白煙が生じていたので自力航行を断念した。 本船は、来援した僚船にえい航されて延岡市島野浦漁港に入港した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西、風力　１、視界　良好 海象：波高　約１.０ｍ
その他の事項	主機は、冷却清水の水密保持の目的でシリンダライナの外周下部にＯリングが２本装着されていた。 主機は、本インシデント後に点検したところ、全シリンダのＯリングが硬化して水密機能が低下し、２番シリンダのＯリング装着部から漏水して冷却清水タンクが空となり、オイルパン内の潤滑油量が増加していた。 主機は、船舶所有者が平成１４年３月に中古の本船を購入したときに装備されていたものであり、購入後から本インシデントまでシリンダライナを抜き出してＯリングを交換するなどの整備が行われたことはなかった。 主機の運転時間は、年間約２，０００時間であった。 主機の取扱説明書には、シリンダライナの抜き出し整備を運転時間

	８，０００～１０，０００時間又は２年ごとに行うよう記載されていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	 あり あり なし 本船は、島浦島南方沖で操業中、主機シリンダライナ下部のＯリング装着部から冷却清水が漏えいして冷却清水を失ったことから、ピストン及びシリンダライナが過熱膨張して焼損し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 主機は、シリンダライナの抜き出し整備が長期間行われておらず、経年使用によりＯリングが硬化していた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、島浦島南方沖で操業中、主機シリンダライナ下部のＯリング装着部から冷却清水が漏えいして冷却清水を失ったため、ピストン及びシリンダライナが過熱膨張して焼損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・主機シリンダライナは、取扱説明書に従い、定期的に抜き出し整備を行うこと。